

第3期営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）

対象者

3月1日から3月31日まで営業時間短縮要請にご協力いただいた
大阪市内の飲食店等

支給額

3月1日～3月31日までの期間、要請に応じた場合

1店舗あたり 124万円（4万円×31日）

※要請期間中に、開店又は閉店した場合は、営業を継続した日数

※3月1日～3月21日までの期間のみ要請に応じた場合 **1店舗あたり 84万円**

大阪市の上乗せ協力金について

賃料が60万円以上の場合は次の額を上乗せして支給

月額賃料	60万円以上80万円未満の場合	: 1万円/日
	80万円以上100万円未満の場合	: 2万円/日
	100万円以上の場合	: 3万円/日

※22日以降の取扱いについては、大阪市での実施決定が前提となります

申請期間や申請方法等の詳細は、3月26日頃に大阪府ホームページで公表します。

※本事業は、予算の成立を前提としています。